

令和3年宇治田原町総務建設常任委員会

令和3年12月13日

午前10時開議

議事日程

日程第1 付託議案審査

議案第72号 宇治田原町旧役場庁舎解体工事請負契約の締結について

議案第71号 町道路線の認定について

議案第73号 宇治田原町営土地改良事業（令和3年災害復旧事業）の実施について

議案第74号 公の施設の区域外利用に係る協議について

日程第2 各課所管事項報告について

○まちづくり推進課所管

・第14回（令和3年度第3回）宇治田原町地域交通会議の開催結果について

・新名神高速道路建設事業等の進捗状況について

○産業観光課所管

・第75回全国茶品評会審査結果について

・末山及びくつわ池自然公園における指定管理者候補団体について

日程第3 その他

1. 出席委員

委員長	7番	藤本英樹	委員
副委員長	4番	山本精	委員
	2番	原田周一	委員
	6番	上野雅央	委員
	10番	榎木憲法	委員
	12番	谷口整	委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	山下康之君
都市整備政策監	星野欽也君
総務担当理事	奥谷明君
建設事業担当理事	垣内清文君
総務課長	青山公紀君
企画財政課長	村山和弘君
税住民課長	廣島照美君
建設環境課長	谷出智君
建設環境課課長補佐	石田隆義君
まちづくり推進課 課長補佐	下岡浩喜君
まちづくり推進課 課長補佐	岡崎一男君
産業観光課長	木原浩一君
産業観光課課長補佐	廣島尚夫君
上下水道課長	清水清君
上下水道課課長補佐	垣内紀男君
上下水道課課長補佐	森本崇嗣君
会計管理者兼会計課長	長谷川みどり君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	矢野里志君
庶務係長	太田智子君

開 会 午前10時00分

○委員長（藤本英樹） 皆さん、おはようございます。

本日は、総務建設常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本委員会は、12月6日の開会日に上程され、付託されました議案第71号から議案第74号までの4議案の付託議案審査及び各課所管事項報告につきまして、お手元に配付しておりました日程表により審査を行うことといたします。

また、町当局よりの資料につきましても、お手元に配付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

ここで、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。山下副町長。

○副町長（山下康之） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は12月議会定例会開会中におきます総務建設常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

藤本委員長、また山本副委員長のもと、各委員の皆さんには、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

12月ももうあと少しで終わろうと、こういうようなところでございますけれども、今週から特に冷え込みが厳しくなってくると、こういうようなことも聞いておまして、本当に委員の皆さんには健康にはご留意いただきまして、お体には十分注意をいただきたい。また、引き続いて活躍も願いたいと思っておりますのでございますけれども、特に胃とか腸からくる風邪がはやっていると、こういうふうにも聞いておりますので、お体には十分ご自愛いただきたいと思っております。

また、新型コロナウイルスの感染に関しましても、毎回ご報告申し上げますけれども、9月8日、65人目の事例が出てから、本町においては確認はないものの、近隣では全く感染者がない、また1人出てきた、こういう状況の中で推移しているわけでございますけれども、そういう中でまた新しい変異株が日本にも入っているというようなことを聞いております。引き続いてしっかりとした対策を講じながら、感染予防に努め

ていきたいというように思っているところでございます。

そういった中で、12月10日には、アメリカにおきまして本当に史上最大規模の竜巻が発生して、非常に大きな甚大な命、あるいはまた建物等々に大きな被害が出ているというような状況が起こっており、本当に世界の中でどういった異変が起こるか、こういう分からない状況でございます。

そういう中で日本におきましても、たまたま大きい被害にはつながっておりませんが、地震のほうが、震度4強くらいの地震が度々全国で起こっております。そういう中で、しっかり我々もそういった住民の皆さんの生命を守る、事前に分かっておれば早く対策もできますけれども、いつ何どき起こるか分からないということでございますので、日頃からしっかりと予防に努めていきたいと、また、いざというときの体制をしっかりと組んでいきたい、このように思っているところでございます。

そういった中で、今日は、総務建設常任委員会の中で付託議案の審査が4議案、また、それぞれ各課のほうから所管事項の報告もさせていただきたいというふうに思っております。どうぞよろしくご審査を賜り、ご可決をいただきますようによろしくお願い申し上げます。それと、先ほど申し上げましたけれども、非常に寒さが厳しくなりますので、お体には十分ご自愛いただきますよう心からご祈念申し上げます。簡単でございますけれども、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

○委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の総務建設常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1、付託議案審査について。

議案第72号、宇治田原町旧役場庁舎解体工事請負契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。村山企画財政課長。

○企画財政課長（村山和弘） 改めましておはようございます。

それでは、議案第72号、宇治田原町旧役場庁舎解体工事請負契約の締結につきましてご説明のほうを申し上げます。

議案書と議案書の資料をご覧いただきたいと思います。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により

ます工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、工事名につきましては、宇治田原町旧役場庁舎解体工事でございます。

11月19日に電子入札による一般競争入札を実施いたしまして、契約の金額、いわゆる請負金額が6,798万円で城陽市の株式会社原田組が落札され、11月24日に仮契約を締結したところでございます。

この契約、仮契約につきましては、本議案をご可決いただきました後に本契約として成立するものでございます。

以上、よろしくご審査を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。上野委員。

○委員（上野雅央） おはようございます。

お聞きしたいのは、図面のほうで、網かけの部分で家屋調査対象家屋、3カ所ありますが、これは何を意味するんですか。

○委員長（藤本英樹） 村山課長。

○企画財政課長（村山和弘） 家屋調査対象家屋というふうに記しておりますが、解体工事を実施する際にやはり一定程度の振動等が起こりますので、この近隣に隣接する家屋、うちはちょっと広めに取らせていただきました。本来、例えば、京都市内等ですと真横に建っているというふうな場合に、何か工事によって支障が生じたというふうな、後で賠償とかというふうなことになるのは困りますので、近くに設置されている家屋については事前に調査をさせていただくというところで、こういった形で掲載のほうをさせていただいております。

○委員長（藤本英樹） 上野委員。

○委員（上野雅央） 分かりました。

それから、着手する順序などは、この工事の解体、西のほうなのか、東のほうなのか、その辺の順序等は。

○委員長（藤本英樹） 村山課長。

○企画財政課長（村山和弘） 今、原田組というのが申し上げたとおり決定をしております。そして、もちろん仮契約を済ませておりますので、工程についても相談をしている中ではございますが、何せ12月20日にご可決いただいて以降に本契約ということでございますので、来年以降、年をまたいでからの工事になろうかというふうに考えてお

ります。ですので、基本的には周りを全て囲いまして、具体的にA棟からするとかいうふうなところまでは決まっておりませんが、解体工事ですので、全てを一気に壊していくというふうな予定と想っているところでございます。

○委員長（藤本英樹） 上野委員。

○委員（上野雅央） 分かりました。

土日の作業とかその辺、通学路になっていきますものでその辺の交通安全対策とかも、含まれているんですね。

○委員長（藤本英樹） 村山課長。

○企画財政課長（村山和弘） 工事等につきましては、来年の執行状況等では、またお示ししたいというふうに考えておりますが、もちろん通学路になっておりますので、その辺のガードマン、交通整理員の設置等については設計の中でも見ておりますし、その辺は地元区長さんとも話をさせていただいておりますし、その辺の安全管理というのは十分に図っていきたいというふうに考えております。

○委員長（藤本英樹） 上野委員。

○委員（上野雅央） 分かりました。

事故のないように、できるだけ交通安全対策、よろしく願いいたします。

○委員長（藤本英樹） ほかにございせんか。原田委員。

○委員（原田周一） 1点だけお聞きいたします。

いよいよこの解体が、入札が終わって始まるということなんですけれども、当初問題になっていましたアスベストの問題、この辺りは、実際に解体して蓋を開けてみないと分からない部分もあると思うんですけれども、また補正なんかが出てくる可能性あるんでしょうか。その辺りどう見られているんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 村山課長。

○企画財政課長（村山和弘） アスベスト調査につきましては、さきの設計委託をした際に調査のほうは実施をしております。合計20検体、20カ所の調査を実施しまして、そのうち8カ所に含まれていたということですので、もちろんこのアスベストの撤去、処分というふうな費用も、今回の工事費のほうに計上をさせていただいております。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） 今の話で、20カ所の調査で8カ所というお話ですけれども、何せ古い建物ですので、実際に解体してまた出てくる可能性もあると。その辺りをちょっと懸念していたんですけれども、それはこの20カ所の調査ということでほぼないんやと、

これ以上は、というような判断をしてもいいのでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 村山課長。

○企画財政課長（村山和弘） もちろん工事ですので変更は付き物というふうには考えておりますが、20カ所も検体を採取しておりますので、そのうち8カ所から出たということで、そのほか12カ所については不検出というふうな結果も出ておりますので、そういった大きな変更にはならないというふうには考えておりますが、もちろん先ほど申しましたように、変更は付き物であるというふうに思っていますので、可能性はあるというふうに認識していただいたらというふうに思います。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） こういうことなので、蓋を開けてみないと分からないという部分はあると思うんですけども、やはり環境被害ということにつきましては、くれぐれも気をつけて工事を進めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。谷口委員。

○委員（谷口 整） 先ほどの説明で、さらっと説明をされたんですけども、一つ肝心なことが抜けていると思うんですけども、お気づきやないでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 山下副町長。

○副町長（山下康之） 今、議長のほうからありましたけれども、一番大事なことは、当初予算で1億5,000万円見てきてそれが何で請負で6,798万円落ちてるんや、その辺りの説明がなかったんやないかと、そのご指摘だと思います。以上です。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） お気づきやったらいいんですけども。これ今、副町長がお答えになったように予算1億5,000万円上がっていたわけです。結果として、その半額以下の6,700万円で落札できたと。結果的に、町にとってはそのこと自体は非常にいいことなんです。が、しかし、ならば予算の組み方は何やってんと。半額、2、3割の前後で執行残が出るというのは、これはよくありますけれども、そもそも予算の組み方はどういうことになっておったのでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ただいまのご指摘でございますけれども、誠にそのとおりでございます。補正予算で見させていただいた経過の中で、これも早く、いつまでも旧庁舎を置いておくんじゃないと、早いこと処理をしていけと、そういうようなお言葉もいただ

く中で、予算を見た段階においては、アスベストも20カ所の調査をしたわけですが、まずけれども、当初その20カ所に全て絡んでいると、そういったことも踏まえてマップで予算のほうを計上させていただきました。そういった中で、設計関係が仕上がってきた時期と異なったということもございまして、補正予算でお願いした額よりも大きく変わったというところで、本来でしたら予算を見る段階において、鮮明な状況の中で議会の議決を賜るところでございまして、そういったことを踏まえて予算計上した結果、こういった結果になったということで、非常に申し訳ないというふうに思っております。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 最初にやっぱり説明するときに、そのことはきちっと触れておいてもらわへんと、何事もなかったかのごとく説明をされて、ほかの委員さん気づいてはったかどうか知りませんが、やはりそここのところは、まず予算の組み方がどうやったんやと、それで結果として、こうこうこういうことでそれが要らんようになって、この金額で落ちたんですという説明があつてしかるべきやと思うんです。アスベストの問題等で多めに予算を組んでおくというのは分かりますけれども、ただあまりにも、半分以下、これはどう考えても予算の組み方がまずかったん違うかということをやわらざるを得んと思うんですよ。

ただ、逆に、足らんかったということではないんで、そここのところは、町としてそれなりの持ち出しが少なくなったといういい面はあったんですけども、やはり今後予算の組み方、そこらはきちっとしてもらわないと、これ10月に重大事件の再発防止策つくっていただいた中に入札制度の見直しと、次に大きく分けて3つあるんですけども、職員の法令遵守と倫理の向上、そして組織体制の見直しという3つの項目で、入札不正再発防止策がつけられています。組織体制の見直しの中に、入札の監視委員会をつくる。つくったというのもこの間報告がありました。そして、また設計についても、技術サポートセンター等の支援をもらおうと、設計をきちっとやるということを言うていた矢先に、結果としてこういうようなことが出ているわけです。安くなったことは、別に入札監視委員会の対象じゃないとは思いますが、やはりそこらの設計の仕方やね。その延長線上に予算の組み方があると思うんで、きちっとやはりそこらをやってもらいたい。

この前の重大事件はそれの逆ですよ。予算が足らんから、入札が不調になるから、業者に頼んで何とかこれで落としてくれということが事の発端やったと思うんです。そ



こに金銭の授受、これがあったんがやっぱりそこは問題なんやけれども、結局多いか少ないか、根底にはこれ一緒かなど。設計の仕方、予算の組み方があると思うんです。

だから、これからきちっとやっていこうとしているときに、いきなり出ばなをくじかれるような形の結果が出たということについては、その辺りは町としてどのように思われているんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ただいまご指摘のとおり、こうした制度の改革に取り組む中での矢先ということで、本当に設計の組み方が甘かったということを示し上げるしかないんでございますけれども、ただ、言い訳じゃございませんけれども、設計書が上がってきってから入札かけたわけでございますけれども、予算のお願いをした段階では、そこまでくくっていなかったということが一つの大きな原因やったというように思います。そういう中で金額的には当然こういった形が出てきて、非常に数字的には、今、議長がおっしゃったように安いということはあるものの、やはり議会にお願いをして議決をいただく際におきましては、やはりきっちりとした設計を持って、そしてまたしっかりとした入札をしていく、これが基本と思っておりますので、今後こういったことがないように努めていきたいというふうに思っておりますので、この件については、どうぞよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 次に、今回の入札、一般競争入札で5者が応札したと。そのうちの2者が最低制限価格を下回って失格しているんです、これね。結果的に3者の金額でもって競争して、一番安いところが落としたと。失格した2者は落札額よりもさらに350万ほど低い金額が出ているわけです。ここで最低制限価格、これ、割り戻すと85%強の数字が出ているんですけれども、これ、工種によって、建設工事、建築工事、舗装工事、ここの最低制限価格の平均的なパーセンテージ、分かれば答えていただけますでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 村山課長。

○企画財政課長（村山和弘） 土木工事と舗装工事につきましては大体84%程度と、そして、建築につきましては1%程度高くなって85%ぐらいというふうに感じているところでございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） これ、私以前にも言うたことがあるんですけども、工種的に土木

も舗装も建築も85%前後で、画一的に最低制限価格が設定されているんですけども、これ、業種によっては、業者を育成するという観点から最低制限価格を引き上げるように、また、今流れ的にはそういうふうになっていますし、京都府なんかの数値から見れば、宇治田原町の場合は若干低いという傾向が出ています。が、しかし、舗装なんかでもよく下回って失格するケースが出ています。それは、仕事のない時期と、舗装に限って言えばですよ、年度末の仕事の輻輳する時期と請負をする業者側の都合も違うにもかかわらず、画一的に数字を置いているというところに問題あるん違うかということをお話したことがあるんですが、そこら辺についても恐らくなぶられていないと思うんです。最低制限価格の設定は、地域の実情等も踏まえて設定できるというふうになっていると思うんで、そこらは発注する時期だとか、または競合する業者の数やとか、その辺りを勘案しながら、少しでも町が有利になるように考えるべきだと思うんですが、その辺りはどうなんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 村山課長。

○企画財政課長（村山和弘） 最低制限価格の設定につきましては、もちろんダンピング対策ということで始まってはおりますが、基本的には、国の「中央公契連モデル」に合わせなさいよというふうなことが言われてはおりますが、本町のほうではそのモデルをまあまあ参考にしながらも、地域特性、実情に合わせて一定のアルファ値、補正係数を掛けて算出しているというふうなのが今の実態となっておりますのでございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 最低制限価格の考え方が、設計額の7割から9割の範囲内というのがたしか基準やったと思うんですけども、どんどん業者を育成することも含めて、85%ぐらいまで今上がってきているんです。それは先ほども言いましたように、体力のない業種の業者については、もっともっと最低制限価格を引き上げてもいいと思うんですよ。が、しかし、それなりに体力があって競争原理の働いているところ、それについては逆に下げることも含めて見直しをする。でないと、今、町の財政が厳しい、小中一貫の施設一体型、これについてもまだ5年先着手できるか分からんというような状況まで追い込まれている中で、みすみす失格をして、損という言葉がいいかどうか分かりませんが、町が損をするような、そういう入札の在り方についてはもう少し考えるべきだと思うんですよ。

次に、最低制限価格、これは誰が決めているんですか。

○委員長（藤本英樹） 村山課長。

- 企画財政課長（村山和弘） 町長が設定するという事になっております。
- 委員長（藤本英樹） 谷口委員。
- 委員（谷口 整） 町長1人が入れていると。これは自治体等によっては、複数の人間が入れて平均値を取ったりとかやっているケースもあると思うんですけども、町長1人が決めているという決め方は、それはそれでいいんですか。その辺はどうなんでしょうか。
- 委員長（藤本英樹） 村山課長。
- 企画財政課長（村山和弘） 以前に、予定価格を設定する際には、3者が入れて平均値を取るというふうなこともしておりましたが、予定価格については設計額イコールというふうになりましたので、その予定価格を3者平均取るというふうな必要性がなくなりましたので、その際にももちろん最低制限価格についても1人で、町長が責任を持って入れるというふうなことにしているところでございます。
- 委員長（藤本英樹） 谷口委員。
- 委員（谷口 整） 確かに以前は部切りということで、設計額から幾らか切ってというやり方でやっていた時期がありました。それはそれで問題やと思うんですよ。何のための設計額やと。ところが最低制限価格は、それはある程度、先ほど言うた業者の実情だとか、また、いろんなことを考えて設定をするということが出来るんで、それを、町長1人が決めているということがええんかどうか、そこらはもう少し平均値を取るという取り方もあると思うんで、その辺は、今後ちょっとそこらをもう一度考えてもらって、少しでも町が有利な形で入札でき、なおかつきちっと、ダンピングじゃなく、それなりの仕事ができるというぎりぎりの線やね、それをこれからも求めていってほしいと思うんですよ。でないと、やっぱり1人の人間が決めていたら、ある程度画一的に数字を決めることになるやろうし、さらに加えて言うならば、ランダム係数をそれに掛けるだとか、やり方もいろいろあると思うんですけども、そこらはさらに見直してもらおうという気はないでしょうか。
- 委員長（藤本英樹） 山下副町長。
- 副町長（山下康之） ただいまのご指摘等でございますけれども、今日までそういったやり方で来ているところでございますけれども、確かに今おっしゃるように地域の実情なり、また時期的なことも踏まえて、非常に重要なご提案も、またご意見だと思っておりますので、そういった点も十分に考慮しながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 特に今回のように物を造るのではなく潰すということなんで、これ、造る場合だと、あまりにも金額が低いと手を抜かれるとか、いろんな心配はありますけれども、解体自体はそんなにね、できた更地になった状態を見ればいいんで、そのところは先ほど言うたように、みすみす350万、結果として損という見方がいいかどうか分かりません、損をしたような形になっているんで、その辺は、これからも入札についてはこれが絶対というのはないと思うんで、いろいろと状況を見ながら、さらに制度を変えていくということについてもやってほしいということで、敢えて苦言も含めて発言をさせていただきました。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかに質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 異議なしと認めます。

議案第72号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（藤本英樹） 挙手全員。よって議案第72号、宇治田原町旧役場庁舎解体工事請負契約の締結については、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

その他、委員から何かございましたら、挙手をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 当局から何かございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これでただいま出席の所管課に係る事項を終

いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時33分

再 開 午前10時35分

○委員長（藤本英樹） それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

建設事業関係所管分に係る事項について始めます。

まず、議案第71号、町道路線の認定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。谷出建設環境課長。

○建設環境課長（谷出 智） 失礼いたします。

それでは、議案第71号、町道路線の認定についてご説明を申し上げます。

位置図のほうも併せてご覧ください。

本件につきましては、町道宇治田原工業団地線を新たに認定するものでございます。

新たに認定いたします町道宇治田原工業団地線につきましては、都市計画道路宇治田原山手線と町道10の3号線を連絡する道路として認定しようとするものでございます。

当該路線の概要につきましては、大字岩山小字塩谷11番地先から大字岩山小字辻堂23番地先までで、延長が360メートル、幅員が12メートルでございます。

以上、よろしくご審査賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。上野委員。

○委員（上野雅央） すみません。質疑うのか、ちょっとまたお願いしたいんですけども、位置図のほうです。地図、位置図、認定のこの地図、もうちょっと分かりやすい地図をつけていただきたいと思います。

○委員長（藤本英樹） 暫時休憩します。

休 憩 午前10時37分

再 開 午前10時38分

○委員長（藤本英樹） 休憩前に引き続き会議を始めます。上野委員。

○委員（上野雅央） これの添付の位置図をもう少し分かりやすくお願いできたらと思います。

○委員長（藤本英樹） 具体的に、どういうふうなのにしたらいいのか言ってもらえますか。

○委員（上野雅央） 具体的には、凡例をつけていただくとか、起点、終点のところをつ

けてもらおうとか。

○委員長（藤本英樹） 暫時休憩します。

休 憩 午前10時39分

再 開 午前10時41分

○委員長（藤本英樹） 休憩前に引き続き会議を始めます。谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） それでは、委員のご指摘のとおり、今後位置図等にランドマーク等を図示するなり、分かりやすい図面の作成を心がけたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 上野委員。

○委員（上野雅央） よろしくお願いいたします。

○委員長（藤本英樹） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 異議なしと認めます。

議案第71号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（藤本英樹） 挙手全員。よって議案第71号、町道路線の認定については、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号、宇治田原町営土地改良事業（令和3年災害復旧事業）の実施についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） 失礼いたします。

それでは、議案第73号、宇治田原町営土地改良事業（令和3年災害復旧事業）の実

施についてということでご説明させていただきます。

町営土地改良事業、令和3年8月13日から15日に発生した前線豪雨災害により被災した農地並びに農業用施設の復旧工事を実施したいので、土地改良法第96条の4第1項において準用する同法第87条の5第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページをご覧くださいと思います。

災害復旧事業計画の概要をご説明させていただきます。

まず、1番事業の目的といたしましては、被災した農地及び農業用施設の機能回復を早期に図り、農業生産の維持と農業経営の安定を図ることを目的とします。

2番、発生いたしました災害により被災したものは、農地1件、農業用施設1件で、国の補助を受けて令和3年度に復旧工事を実施いたしたく考えております。

3番の計画事業費及び資金計画（見込み）でございます。

農地につきましては107万8,000円、国庫補助金53万9,000円、町費43万1,200円、受益者負担としまして10万7,800円でございます。

次に、農業用施設190万3,000円、国庫補助金123万6,950円、町費47万5,750円、受益者負担として19万300円ということでございます。

次に、4番の応急工事計画といたしましては、所在地は宇治田原町禅定寺、双方ともでございます。災害前の状況としては土羽工でございます。1番目の農地につきましては、フトン籠、延長7メートル、3段積みということでございます。2番目の箇所、501と書いているのも、これも土羽工でブロック積み、延長9.5メートルでございます。面積は26平米というところでございます。工事着手及び完了予定時期につきましては、ともに令和3年12月から令和4年3月ということで計画をしております。

次のページをご覧くださいと思います。

これにつきましては、禅定寺奥城土、農地のほうが畑、延長7メートル、フトン籠、農道につきましても延長9.5メートル、ブロック積みということでございます。上の写真のほうが農地のほうでございます。下の写真のほうが農道の復旧計画のところでございます。

次のページをご覧くださいと思います。

工事箇所につきましては、禅定寺から関電道をずっと関西電力の変電所のほうへ約1キロメートルほど入ったところで、山なりの開墾が右手に見えます。ちょうど場所的には約50メートルほど離れている箇所になってございます。

以上、ご審査賜りご可決いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。上野委員。

○委員（上野雅央） 復旧方法です。

○委員長（藤本英樹） 暫時休憩します。

休 憩 午前10時47分

再 開 午前10時47分

○委員長（藤本英樹） 休憩前に引き続き会議を始めます。上野委員。

○委員（上野雅央） 土地改良事業です。土地改良事業はどんなものがあるのか、教えてもらえへんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 今回のこの宇治田原町営土地改良事業ということで、今回の場合は、これにつきましては豪雨のための災害普及、土地改良、修理していくということで上げさせていただいているもので、いろんな土地改良の方法があるんですが、今回の場合は、これにつきましては災害復旧の仕事ということになっております。

○委員長（藤本英樹） 上野委員。

○委員（上野雅央） 分かりました。

○委員長（藤本英樹） 暫時休憩します。

休 憩 午前10時49分

再 開 午前10時51分

○委員長（藤本英樹） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 異議なしと認めます。

議案第73号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



○委員長（藤本英樹） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（藤本英樹） 挙手多数。よって議案第73号、宇治田原町営土地改良事業（令和3年度災害復旧事業）の実施については、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号、公の施設の区域外利用に係る協議についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。清水上下水道課長。

○上下水道課長（清水 清） それでは、議案第74号、公の施設の区域外利用に係る協議につきましてご説明させていただきます。

議案書のほうをご覧くださいと思います。

1、公の施設の名称につきましては、宇治田原町上水道施設で、2、施設の利用者は、城陽東部開発有限責任事業組合及び伊藤忠商事株式会社でございます。

3、給水場所につきましては、（仮称）宇治田原インターチェンジ北地区の一部と南地区とになります。

具体的な位置は、1枚めくっていただきまして、区域拡大予定図というものがございます。こちらで赤で網かけしている部分のうち北地区の一部で、所在地は城陽市奈島池ノ首14番14ほかで、南地区が同池ノ首14番1ほかとなっております。青い実線が城陽市と宇治田原町の行政区域界で、緑の網かけが本町の給水区域、また、黄色い網かけが城陽市の給水区域になります。ご覧のとおり、開発区域と城陽市の給水区域は離れており、本町は、接地ないし近い位置にあることが皆さんにご確認いただけるというふうに思います。

1ページ戻っていただきまして、5、利用条件といたしまして、利用者への給水につきましては本町の水道事業給水条例、また、水道事業給水条例施行規程、上水道設置事業分担金徴収条例に基づき給水を行う予定としております。

また、水道管の布設等の費用につきましては、原因者である事業者の負担で行う予定をしてございます。

なお、城陽市につきましては、令和3年第4回定例会に同議案を上程されまして、本年11月30日に議決をされたという状況でございます。

続きまして、3枚目の給水スケジュール（案）をご覧ください。

当該地につきましては、城陽市に給水義務が発生しますが、建設が予定されています

物流施設の開業時期が令和5年度末を予定されておりますことから、現状では城陽市側から水道管を延伸することが難しいため、本年6月に本町に給水の検討依頼があったところでございます。

その後、城陽市から提供を受けました計画水量や管網計算などにより本町からの水道水の供給は可能であると判断できることから、本議会に城陽市と協議することにつきまして、地方自治法第244条の3第3項の規定によりましてご提案をさせていただいたところでございます。本議会でご可決をいただきましたら、城陽市と区域外施設利用につきまして協議を進め、水道法第10条による同意証明の送付を受ける予定でございます。

また、京都府に給水認可区域拡大の届出をし、受理をしていただければ、あくまでも予定ではございますが、来年9月議会を目処に、水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正を提案させていただきたいというふうに考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。上野委員。

○委員（上野雅央） 城陽市の市営水や府営水、これはもう使わずに、宇治田原町が全部供給するということですね。

○委員長（藤本英樹） 清水課長。

○上下水道課長（清水 清） 先ほどご説明申し上げましたとおり、現時点におきましては、ご覧のとおり城陽市の給水区域が離れているということから、時期的に間に合わないということで、宇治田原町のほうから給水をするための協議をこれからさせていただきたいというふうに考えてございます。以上です。

○委員長（藤本英樹） 上野委員。

○委員（上野雅央） それで、その水を供給するに当たって、宇治田原町の住民の方の水とか、そういうのには影響はないということですね。

○委員長（藤本英樹） 清水課長。

○上下水道課長（清水 清） 現時点におきまして、今後開発の可能性があるところも含めまして、町内の全体水量の見込みを検討する中で問題ないというふうに考えておるところでございます。以上です。

○委員長（藤本英樹） 上野委員。

○委員（上野雅央） 了解しました。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。原田委員。

○委員（原田周一） 今、このご説明で以前、この地図にも明記されておりますように、城南衛生管理組合、長谷山、ここにも給水しているという地図になっています。それで、以前、このときにもいろんな手続がされたんですが、今の説明で全く手続的には一緒やと、城陽の市議会でも議決をいただいて、その後こっち側でも合わせていくという理解でいいわけですね。

○委員長（藤本英樹） 清水課長。

○上下水道課長（清水 清） そのとおりでございます。

また、平成30年6月議会におきましても、ネクスコさんとの協議につきましても同様の協議をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） それで、先ほど水道管の工事については利用者の負担ということで、たしか城南衛生管理組合のときも何かそういうような取決めやったと思うんですけども、それも同じだという理解でいいわけですね。

○委員長（藤本英樹） 清水課長。

○上下水道課長（清水 清） そのとおりでございます。

○委員（原田周一） 以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 異議なしと認めます。

議案第74号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（藤本英樹） 举手全員。よって議案第74号、公の施設の区域外利用に係る協議については、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

さきの審査と合わせて、以上で今回総務建設常任委員会に付託されました4議案の審査を終了いたしました。

この審査の結果につきましては、総務建設常任委員会委員長名をもって、委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

以上で本委員会に係ります付託議案審査を終了いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、また、文教厚生常任委員会に付託されている議案につきましても、12月20日の本会議において討論される方は、討論通告書を12月16日木曜日、午後5時までに議長宛て提出してください。

日程第2、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、まちづくり推進課所管の第14回（令和3年度第3回）宇治田原町地域交通会議の開催結果について説明を求めます。

岡崎まちづくり推進課課長補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） それでは、去る令和3年10月22日金曜日開催をいたしました令和3年度第3回、平成29年度から通算して第14回目の本町地域公共交通会議の開催結果についてご報告申し上げます。

なお、本町地域公共交通会議の結果につきましては、都度この総務建設常任委員会のほうでご報告差し上げているところがございますが、10月19日の閉会中常任委員会の直後の開催でありましたことから、本日の報告となっております。

出席委員のほうで、学識経験者、交通事業者、地域住民、その他行政関係者から成る11名中9名の出席のもと、協議をいただきました。

当日の議題でございますが、以前よりご報告申し上げます新しい地域公共交通、このうち現在のコミュニティバス運行地域、奥山田区、湯屋谷区、両区のデマンド型乗合タクシーの交通実証運行について、国土交通省への必要となる道路運送法上の許認可申請の内容を含めた協議をいただきました。

また、2つ目としまして、その後のデマンド地域の検討でありましたり、その後予定する町営バスの再編を含む今後の新しい地域公共交通の方向性についてを議題として、協議をいただきました。

主な意見等と会議結果でございますけれども、これら2つの議題に対しまして委員の

ほうから異論は特にございませんでした。

なお、ご意見として、予約型乗合タクシーの実証運行に当たりましては、地域や現利用者への丁寧な説明と利用につなげる努力をしてほしいということ等についてのご意見、また、バス事業者のほうからは、乗合タクシーという形でバスの停留所、バスベイを利用する場合の路線バスへの安全面での配慮、そういったところについてのご意見がございました。

また、来年度10月に予定する町営バスの再編に向けては、こちらも有償化としての再編を方向性として持っていますが、利用者の運賃負担軽減に向けた定期券等の設定、そういったことについて引き続き協議していくことについて皆様が了承されました。

最後に、今後の予定でございますけれども、まず、予約型乗合タクシーの実証運行についてでございますが、令和4年3月を目途として、9月までの実証運行期間として実施いたしたく、現在地元区のほうと協議をさせていただいているところでございます。

その後、令和4年上半期には町営バスの再編計画、あるいは、デマンド地域のその他地域への拡大等を含めた住民周知、また、実証運行を開始した後の実証運行の実態調査・検証、利用者アンケート等を行ってまいります。

そして、令和4年10月には新しい地域公共交通として、町営バスの再編、予約型乗合タクシーの運行地域拡大等を行い、その後も随時検証を行ってまいります。

なお、このような今後の予定につきましても、都度地域公共交通会議に諮りながら、また、町議会のほうにもご報告させていただきながら進めていくこととしております。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。榎木委員。

○委員（榎木憲法） 4番の一番下なんですけれども、ちょっと私聞き漏らしたかも分かりませんが、観光客の移動について検討するように意見があったということが書いてあるんですが、観光客からの何か意見・要望を誰かが吸い上げられたということで、こういう項目が出たんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 岡崎課長補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） 公共交通の視点という形と観光施策の視点でなかなか議論が分かれるところであるとは思いますが、やはり本町の維中前まで公共交通で来られた後の二次交通については、従来から公共交通の分野でも検討すべきという意見がございまして、当日、実際にこの会議に公共交通で来られた委員の方が、実際

町内の観光地に行きたいという方がいらっしゃったということについても、この地域公共交通会議のほうで今後も継続的に検討していくべきではないかという、そういうご意見をいただいたところです。

○委員長（藤本英樹） 榎木委員。

○委員（榎木憲法） ありがとうございます。分かりました。

ちょっと意見・要望になるんですけども、実は、観光客のことで正寿院というお話に関することなんですけれども、奥山田の正寿院を訪ねてこられる観光客が、実は、立川大道寺にも正寿院というのがあるんです。そこによくタクシーとか自家用車とか、来られる方がおられる。たまたま、私の家の裏にそのお寺があったんですけども、今はちょっと移転してないんですけども、ところがスマホで昔の地図にそのまま正寿院とか、私の家の裏に載っていますもので、そこに家の近くに降りられて、スマホを持ってうろうろされるわけ。多分正寿院というのは分かっているんで、車の方とかには307号線を行ってくださいという説明ができるんですけども、特に平日の春休み、夏休みに学生さんがバスで来られる。維中前で降りられて、郷之口湯屋谷線を歩いてこられる、家の前まで。あと、また説明するのに、バス停まで戻ってコミュニティバスに乗って行ってくださいよという説明をするんですけども、なかなかそれを理解してもらえない、土地勘がないもので。そうすると、もう私か隣近所におられる方が車で送ったほうが早いやとなってしまうので、隣近所の方からも、何か交通に乗せてあげられるようなものがあつたらいいのになというような声が出ていますんで、どうかその辺のことも配慮していただいて、学生さんはやっぱり平日に来られるんで、何か検討の材料にさせていただけたらなという意見・要望として提案させていただきます。以上です。

○委員長（藤本英樹） 答弁よろしいですか。

○委員（榎木憲法） 答弁は結構です。

○委員長（藤本英樹） 分かりました。

ほかに質疑のある方ございませんか。原田委員。

○委員（原田周一） 1つ、ちょっとお伺いいたします。

4番の2番目なんですけど、実証運行に当たっては、利用者に説明というか、丁寧にとことと、それから、乗合運行に伴う到着時刻の不確実性などを十分に周知してほしいと。これはあくまでも意見ということなんですけれども、これは今後、デマンドとか、こういうようなものを利用するのに一番大事な部分やと思うんです。それで、そういった場合にどういうような、十分周知してほしいということなんですけれども、どういっ

た説明とか、こういった問題を考えておられるのか、もしよければお願いいたします。

○委員長（藤本英樹） 岡崎課長補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） ただいまご質問にありました乗合運行に伴う到着時刻の不確実性といいますのは、乗合タクシーと申し上げておりますとおり、いわゆる便利なタクシーではなくて、予約の時間の範囲の中で、例えば、奥山田である方が乗られて、どちらか町内に行かれないときに、途中で湯屋谷で乗りたい方がいらっしまった場合はそちらの方の乗り合いを優先するという形での運行形態として、許認可申請を行うものでございます。ですので、皆様、利用される方が、到着時刻が必ずしも自分の思っているとおり直行で行く場合がないかもしれないというところの不確実性というのをきちんと説明していくことが必要ということの、まずそのご意見でございました。

実証運行に当たりましては、これまでから両区の皆様方にはご協力いただきまして、周知を進めてきたところなんですけれども、直前の2月には予約体験乗車会という形で、それぞれの区で実際にタクシーを予約する電話の仕方でありましたりとか、そういった内容の乗り合いの形でありますとか、そういったことも行うような説明会を予定しておりますので、そういったことを積み上げていくということが一つになるかと思っております。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） 本町の場合は、特に地形的に307号線、1本しかないというような感じで、主にどこの地域から乗ってもそこを利用すると思うんです。その307号線を経由した場合に当然混み具合で、あるいは事故というようなものになったときには、その次の予約とか、あるいは指定時間とか、もう全く間に合わない。だから、そういった場合に利用者に対して、例えば、いや、遅れてますねんやとか何とかいう連絡方法とか、そういうこともある程度考慮すべきやないかと思うんですけれども、その辺りはどうなんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） 先ほど申し上げましたように、バスの場合であつてもそういう遅延というのは必ず発生するようなことで、その車両がタクシーに代わるということなんです、この予約事業者は、予約の窓口はタクシー業者になります。当然コールバックということを前提に予約を受けますので、例えば、遅延によって到着時間が遅れるとか、今ご指摘があったようなことにつきましては、タクシー業者のほうからのコールバックの中で対応可能かと考えております。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） 例えば、バス停か家の前かとか、待ち合わせの場所がちょっとよく分からないんですけども、そういったときにスマートフォンか何か連絡方法、利用される方の、その辺りが確実に利用できるようなことをやらないと、この不確実性を十分周知してほしいというのは多分そういう意味やと思いますので、その辺は特に注意して運行していただきたいと思います。答弁は結構です。

○委員長（藤本英樹） ほかに質疑のある方ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、新名神高速道路建設事業等の進捗状況について説明を求めます。

○委員長（藤本英樹） 下岡まちづくり推進課課長補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（下岡浩喜） それでは、新名神高速道路建設事業等の進捗についてご説明申し上げます。

資料の1枚目、A4と2枚目のA3を併せてご覧ください。

大変恐縮でございますが、資料の一部に誤りがございますので、修正をお願いいたします。

3枚目の資料になりますが、A3の横状になります。

図の中に記号でアルファベットを書いておりますが、図中丸Lの工事ですけれども、工事受託につきまして、延長が「400m」とございますところを「420m」と改めていただきたいと思います。

もう1つですが、丸Jのところになります。犬打川両岸盛土工について「400m」とございますが、これを「300m」に改めていただきたいと思います。

お手数をおかけしますがよろしくお願いいたします。すみません。

それでは、説明させていただきます。1枚目と2枚目をご覧ください。

現在施工中の工事について説明させていただきます。

まず、3月の報告以降新たな契約工事として、宇治田原工事、受注者が大林組となっておりますが、この工事は滋賀県境から禅定寺砂川までの土工事がメインとなっております。工事用道路としての宇治田原山手北線の舗装工事や宇治田原山手北線と大津市道間2028号線を接続する歩道橋の築造などもこの工事に含まれております。10月末現在の出来高は0.1%となっております。

続きまして、高架橋工事についてですが、まず、東側の宇治田原第一高架橋鋼上部工



工事につきましては、株式会社IHIインフラシステムの受注となっております。6車線化に伴いまして、設計変更に時間を要しているために、10月末時点では出来高は上がっておりません。

次に、西側の宇治田原第二高架橋PC上部工工事につきましては、大成建設株式会社の受注となっております。現在4車線分の連続ラーメン箱桁を施工中でありまして、7径間全てを接続後、6車線化工事に移る予定です。出来高は10月末現在で2.1%となっております。

続きまして、トンネル工事ですが、東側の宇治田原トンネル東工事、戸田建設株式会社の受注となっております。上り線1,162メートル、下り線932メートルの受注となっており、現在上り線1,162メートルのうち、573メートルの掘削が完了しており、出来高は23.3%となっております。

西側ですが、宇治田原トンネル西工事、鹿島建設株式会社の受注となっております。上り線821メートル、下り線991メートルの受注です。現在、下り線991メートルのうち、315メートルの掘削が完了しており、出来高は9.6%となっております。

今後の発注予定工事についてですが、一番西のほうになります宇治田原インターチェンジ工事は令和3年12月17日の入札、開札を予定されています。

次に、資料1枚めくっていただきまして、新名神高速道路へのアクセス道路として、整備状況を説明いたします。

まず、宇治田原山手線につきましては、資料3枚目の宇治田原山手線整備事業（南バイパス～新市街地の1.4キロメートル区間）についての進捗状況をご覧ください。

図左下の表に契約ベースの進捗率を示しています。11月末時点では、用地取得率は100%となっております。工事費等は、京都府と宇治田原町の計画工事費の合計約17億3,000万円に対しまして、61.3%の進捗となっております。

現在施工中の工事について図中の赤丸のアルファベットで表しております。

東から順にですけれども、丸Lにつきましては、宇治田原町施工区間540メートルのうちの420メートルの道路築造工事でございます。既に路床まで完了しておりますので、舗装工事をメインに今後施工されていきます。

西に移りまして、丸Hですけれども、林道御林山線が山手線本線の下を横断することになりますので、ボックスカルバートを設置する工事となっております。

次に、丸Kは、普通河川贅田谷川が山手線本線の下を横断することになりますので、これもボックスカルバートを設置する工事となっております。

次に、丸Iになりますが、これは南の上ノ山から立川の伏谷までの約400メートルの土工事がメインの工事となっております。

次に、丸Jですけれども、犬打川橋梁の両岸に合わせて300メートルの盛土を行う工事となっております。

丸Cにつきましては、南上ノ山に向かいます町道1の8号線が山手線本線の上を橋梁で横断することになりますので、その橋梁の基礎を設置する工事がメインとなっております。

次に、丸Gですけれども、犬打川橋梁の橋台、橋脚などの下部工事は既に完了しておりますので、PC上部工を施工するものです。

一番西の端、丸Mにつきましては、山手線本線と交差します主要地方道宇治木屋線の線形改良をする工事となっております。この工事の詳細につきましては、図右下の表に表しております。

次に、ちょっと資料はございませんが、もう1つのアクセス道路、主要地方道宇治木屋線の（仮称）犬打峠トンネルの工事の進捗について口頭でご説明申し上げます。

トンネル延長は2,953メートル、宇治田原町側、山城北土木事務所施工分は1,894メートルとなっておりますが、そのうち11月末時点で730メートルの掘進を完了しております。和束町側、山城南土木事務所の施工分は1,059メートルとなっておりますが、現在、坑口のステージを築造する工事を行っております。

以上、新名神高速道路とそのアクセス道路について、整備進捗状況についてご報告申し上げます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（発言する者なし）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

次に、産業観光課所管の第75回全国茶品評会審査結果について説明を求めます。

木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） それでは、第75回全国茶品評会の審査結果をご報告させていただきます。

審査会の日時でございますが、令和3年11月16日から11月19日、審査会の会場といたしましては、静岡県静岡市、株式会社静岡茶市場で行われました。

全体の出品点数といたしましては830点、かぶせ茶91、煎茶108、玉露105、

てん茶 1 1 2 というところで、京都府から出品されているのはその茶種で、その他の茶種ということで 4 1 4 点がございました。その内訳につきましては、その他ということで下の欄に書かせていただいております。

この品評会に本町からの出品点数は 1 5 点でございました。かぶせ茶 8 点、玉露 0 点、煎茶 1 点、てん茶 6 点ということでございました。

成績といたしましては、かぶせ茶の部で、1 等の 1 位ということで下岡清富氏、やぶきた、2 0 0 点、2 等の 1 1 位ということで勝谷健士氏、やぶきた、1 9 0 点、3 等の 2 4 位ということで森口雅至氏が、やぶきた、1 8 2 点ということでございます。この品評会におきまして、本町の下岡清富氏が、かぶせ茶の部において農林水産大臣賞を受賞されました。

この品評会の表彰式は、去る 1 1 月 2 8 日に埼玉県川越市にあるウエスタ川越にて執り行われました。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、末山及びくつわ池自然公園における指定管理者候補団体について説明を求めます。

廣島産業観光課課長補佐。

○産業観光課課長補佐（廣島尚夫） それでは、失礼します。

末山及びくつわ池自然公園における指定管理者候補団体について、委員会資料をご覧ください。

1、指定管理者候補団体につきまして、団体名、須河車体株式会社でございます。

指定期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までです。

2、今後のスケジュールといたしまして、（1）指定候補者との同意書締結が今月、1 2 月下旬ごろを予定しております。

（2）、指定管理者の指定は、令和 4 年 3 月議会において上程させていただきたいと存じます。

（3）、協定書の締結は、令和 4 年 4 月 1 日となっております。

3、指定管理者の候補者選定委員会の設置及び審査結果です。

（1）選定委員会名は、森林総合利用施設指定管理者の候補者選定委員会。

(2)、審査結果は、まず表の下段でございますけれども、申請団体4団体から申請がございまして、評価点につきましては、100点満点で委員5名の平均値となっております。須河車体株式会社につきましては、評価点は90.4点です。その下、株式会社ティーシーエイにつきましては57.9点で次点となっております。公益社団法人青少年野外活動総合センター及び有限会社ゲインネットワークサポートにつきましては、57.9点未満となっております。

須河車体株式会社を選定した理由等につきましては、表上段に記載しておりますが、公園施設の管理運営に十分な知識を有し、施設の役割や機能についての的確に理解しており、組織体制や経営面で安定した経営運営による住民サービスの向上が期待できること、2つ目としまして、公園の集客力を強化する公園整備やサービスの提供、年間を通した集客イベントや情報発信など、多様な利用者ニーズに対応した公園運営が期待できることが挙げられます。

審査基準でございますが、①法令遵守による適切な管理、②安定した管理能力、③公園の基本的な運営方針に沿った効果的な達成方策、④経費の縮減効果及び収益の増加、⑤森林所有者等の就労等について審査を行いました。

審査方法は、選定委員会において、応募提案に関する書類審査及びプレゼンテーションを聴取し、総合点数評価方式により、合計点数の最も高い団体を候補団体に選定しております。

審査基準の②安定した管理能力においては、応募者の経営状況等を審査することとしており、公園の企業会計に精通した税理士が、申請者の経営基盤の安定性、財務諸表のバランスについて審査及び点数評価を行ったところです。以上です。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。山本委員。

○委員（山本 精） このくつわ池の指定管理者についての候補団体ということなのですが、須河車体株式会社に候補団体として決定されたということなんですけれども、この中の下のところに、評価点は委員5人の平均値というふうに書かれています。評価点については、審査基準の応募要領の12のところの2で18項目ほど書かれていたと思うんですけれども、この5人の委員の方というのは誰なんでしょうか。公表できるんやったら、教えてもらえたらうれしいんですが。

○委員長（藤本英樹） 廣島補佐。

○産業観光課課長補佐（廣島尚夫） 候補者選定委員会の委員長としまして副町長、あと

残り4名の委員として、星野都市整備政策監、建設事業担当理事、あと産業観光課長、あと企画財政課長の計5名でございます。

○委員長（藤本英樹） 山本委員。

○委員（山本 精） 分かりました。

この審査項目、先ほど言われましたけれども、18点ほどここに載っているんですが、それぞれの4者、90.4から評価点が書かれています。須河車体だけが飛び抜けて、ほかの団体と30点以上あるということなんですけれども、各項目別のそういうふうな評価点というのは公表されているのでしょうか。また、される予定なのでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 廣島補佐。

○産業観光課課長補佐（廣島尚夫） 合計点数は公表いたします。各項目ごとの評価点数については、今のところ公表する予定はございません。

○委員長（藤本英樹） 山本委員。

○委員（山本 精） もしそういう要望があれば、してもらえるのでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 廣島補佐。

○産業観光課課長補佐（廣島尚夫） そういう意見がございましたら、各項目について情報公開請求をいただいて、公表することになります。

○委員長（藤本英樹） 山本委員。

○委員（山本 精） 分かりました。情報公開条例で公開してもらえるということですね。

それで、これの指定管理者募集要項の中に、14ページの9の（3）に、「公園エリアの指定管理区域以外の森林部分において事業を実施する場合は、土地所有者である郷之口生産森林組合と土地使用貸借契約を含め、合意を得て行ってください。」とあるんですけれども、ここで言われている事業というのは、どういうことを指しているのでしょうか。区域外でやる、利用ですね。

○委員長（藤本英樹） 廣島補佐。

○産業観光課課長補佐（廣島尚夫） 地元との協議につきましては、この後する予定でございます。それで、どういう事業をなされるかということも、この後組合のほうに説明をいたしまして、される事業について今後の進め方等を協議されていく予定でございます。以上です。

○委員長（藤本英樹） 山本委員。

○委員（山本 精） 区域外の利用ということなんで、区域外の利用といえ、実際に使われる利用者の方は、森林公園全体が自分で使えるものやというふうに理解されている

ということがあると思うんですけども、どんぐり拾いとか、いろんなことをされると思うんですけども、そういうことでいえば、そういうふうな特別な事業をしなくても利用することになるんじゃないですか。そのために特別な事業というふうに言われていると思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 廣島補佐。

○産業観光課課長補佐（廣島尚夫） 本町では、指定管理区域を定めまして、基本的にはその区域内でキャンプ等、活動していただくという認識でございます。区域外につきましては、今後どういう活動をされるか等々踏まえまして、地元と協議しながら、もし自主事業等で区域外を使用したいという申出があれば、その都度地元の郷之口生産森林組合と協議をしていくこととなります。以上です。

○委員長（藤本英樹） 山本委員。

○委員（山本 精） 具体的に契約を結んでしようということですから、その辺のことをきっちりと現地説明会では説明をされたと思いますが、その辺はどのように説明されたんでしょうか、そこは。

○委員長（藤本英樹） 廣島補佐。

○産業観光課課長補佐（廣島尚夫） あくまでも指定管理区域をまず説明する上で、それ以外の区域については、地元の合意等が必要ですよというふうに説明のほうを行っております。以上です。

○委員長（藤本英樹） 山本委員。

○委員（山本 精） 分かりました。

その辺のところはびしっとやってもらわなあかんと思いますし、例えば、指定区域は契約は宇治田原町になっていますし、それ以外については今度選定された会社なり、そういうところがなると思うので、1つの公園で2つの契約というふうな形になると思うので、その辺はやっぱり注意する必要があるかなと思いますので、今後またしっかりと説明のほうをしていただきたいと思います。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかに質疑のある方ございませんか。谷口委員。

○委員（谷口 整） 今回、須河車体さんがほかの3者を上回ってかなりの高得点で選定をされるということの報告なんですけれども、まず、須河車体は、公園施設の管理運営等をどこかほかでやられているんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 廣島補佐。

○産業観光課課長補佐（廣島尚夫） 須河車体さんにつきましては、他の施設で指定管理

をされているような実績はございません。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） そうしたら、これ、先ほど、副町長以下5人の町の選定委員さんが評価をされて、須河車体が90.4点、それで、あとの2番以下は57.9、もしくはそれに満たない数字で決められたということなんで、選定理由もこれは非常に抽象的なことを書かれているんですよ。公園施設の管理運営に十分な知識を有し、施設の役割や云々と書いてあるんですけども、これ、まずもう少し、どこがほかと違ってよかったんやというのがこれでは全く見えてきいひんのです。これで数字だけで須河車体が90.4やと、ほかと違うねんと言われても全く見えてこない。もう少し具体的に何がよかったんや、ほかとどう違うんや、先ほど冒頭に聞いたように、ほかの公園施設のいろんな維持管理、指定管理を受けて、そのノウハウを持っているとか、それもあるわけではないと今言うとおりにやっただけで、全く見えてきいひんのです。

特に、当初予算のときに私これ質問させてもらった記憶があるんですが、従前の指定管理を今年は郷之口生産森林組合にお願いするけれども、来年度から公募で指定管理の団体を決めるという話の中で、郷之口生産森林組合さんにお支払いをしていた指定管理料見合いの金額を土地の賃借料で郷之口生産森林組合に渡す。新たな指定管理の団体が入園料等をそこが決められて、それで収益が出ればその半分を町のほうに返すと。だから、毎年の土地の賃借料も場合によってペイできるんやというような説明があったんですけども、その辺りのことがこれでは全く見えてこないんです。そこら辺はどういうことで決められたか、もう少し具体的な選定理由を聞かせてもらわへんと、これでもってこれに決めました、ちょっと荒っぽい気がするんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 廣島補佐。

○産業観光課課長補佐（廣島尚夫） 須河車体さんを選んだ理由としまして、まず、地元企業として地域貢献をしたいという強い思い入れをお持ちの中、指定管理者となって、くつわ池自然公園を夢のある公園、来場者がまた来たいと思っていただける公園にしたいという強い思い、お客様第一があふれた企画提案をいただき、指定管理者となることについて一番熱意があった団体であったということが、まず1点でございます。

あと、公園運営の管理のことでございますが、経験は確かにございませんが、旅館経営をされている方であるとか、滋賀県で唯一のグランピング施設のあるキャンプ場において、立ち上げから管理運営まで携わってこられた方を新たに社員として雇用され、くつわ池の管理運営に従事させられるというふうに聞いております。

また、ほかの団体と大きく違ったところとしましては、通常の管理運営はもちろんのこと、緊急時や災害時、トラブル対処やクレーム対処など、手法や役割分担などが詳細に記載されるマニュアルを作成されるなど、あと、定期的な研修であるとか、職員訓練を実施するというのを聞いており、公園運営については問題ないというふうに判断したところでございます。以上です。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今、ある程度具体的な選定理由について答えていただいたんですけども、もう1点私が聞きました、採算が合うようになって町のほうにバックして、将来的には町の持ち出しがなくなることも可能やというような説明があったんですけども、その辺はどうやったんですか。

○委員長（藤本英樹） 廣島補佐。

○産業観光課課長補佐（廣島尚夫） あくまでも2カ年でございますが、指定管理業務につきましては、町が当初予定しております令和4年度、約1,300万程度の収入がある中で、指定管理部分につきましては、とんとんないし若干の収支プラスが計上できるであろうというふうには聞いております。ですので、プラスになった分については、折半ということで町に2分の1を納めていただくこととなりますが、ちょっとここ2カ年やってみないと、今の積算上では、もうけはとんとんということでは聞いております。

また、指定管理業務以外で、自前の資金を調達して自主事業を実施されますが、それにつきましては、町のほうに2分の1とか、もうけの幾らとかという記載はございませんので、自主事業のほうの収益で、もうかった分については須河さんの収入ということになります。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 別に自主事業を聞いたわけではありませんので、そこは答えてもらわんでもいいですけども、決して須河が悪いというふうに言うているんじゃないですよ。そこは、当然それなりの理由があって須河に決めたということだと理解しますけれども、先ほど言われたような、ほかと違ってここはこうやったというのを何でここに書かへんのです。こんな抽象的なことを書いてあっても、これが選定の理由かと言われたら、全くこれで須河がほかの3者より上回っていたというのが見えてきいひんけれども。もうちょっと分かるような資料にしてもらわへんと、ちょっとこれでは全く資料のていをなしていないと思いますけれども、いかがでしょうか。

（「熱い思いだけ」と呼ぶ者あり）



○委員（谷口 整） そうや。熱い思いやとか何とかいう話は、プレゼンを受けた人はそれは分かるでしょうが、それをもって、これでねと言われても。

○委員長（藤本英樹） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 確かにご指摘のとおり、これでは見えにくい部分があるというふうに思います。

実際に審査基準の中で1から5まであるわけなんですけれども、須河車体が飛び抜けてよかったのは4番と5番の項目でございます。須河車体の場合は、他よりもかなり多くの投資をすると、これは額的にはちょっと言えませんが、かなり多くの投資をするということで、ほかと比べものにならないくらい多くの事業を展開するということでございます。したがって、この4の項目での収益増加に対する加点が、これが相対評価になっているわけなんですけれども、多くの項目、実際にやってみないとお金でしっかり何ぼ上がるとかということが、今回初めてなんで評価しづらいだろうということで、評価項目でポイント制で、1提案1点というような形でポイント制で積み上げています。それが全体、他者に比べると倍以上開きがあるということでございます。収益増加の試みであろう事業の展開が、ほかの者に比べてかなり多かったということでございます。

それから、5番の森林所有者等への就労についても、投資額が多いということもあって、そういう土地を借りるとか、それから、就労するとかいうこのポイントについても勝っていたということでございます。これが相対評価でございますので、このポイントが多いとすごくここで差が開くことになります。提案数が多ければ多いほど、ここが開くと。ここは加重配点でも多くなってございますので、ここで開きがあったということでございます。

その他、2番、3番の項目においても優位性があったということで、トータルですると、これくらい差が出てきた。特に大きな差が出たのは、4番、5番の項目ということでございます。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今、政策監から言われたことについては、本来ですとこの資料の後ろに、A3ぐらいの1枚もので決定した須河車体株式会社、それでB社、C社、D社で、ここで言われる審査の基準の①から⑤までの項目について、ここはこうやこうやで、だから総合的に90.4点というふうに書いた何かがないと、全く先ほど言うたようにこんな紙切れ1枚で集約して、集約した結果はこれなんだろうけれども、どうよかったんかというのは見えてきません。

くどのようなわけでも、別にこの結果を批判しているわけじゃないんです。町のほうの資料の出し方がまずいと、これでは分からないと。

○委員長（藤本英樹） 山下副町長。

○副町長（山下康之） 今ご指摘いただいた中におきまして、おっしゃるように中身的にもう少し分かるように後日また、申し訳ないですけども、配付させていただくということでご了承いただきたいと思います。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） いいですか。

○委員（谷口 整） はい、結構です。

○委員長（藤本英樹） ほかに。原田委員。

○委員（原田周一） 今のでまた後日ということなんで、私から一言、この中で須河車体さんに決まった、これはこれでいいと思うんですが、特に公園の基本的な運営とか何とかいうのは、この名前だけでちょっと分からないんですが、青少年野外活動総合センター、ここへ載っているんですが、そういう意味ではここが一番そのノウハウを持っているんじゃないか、これは素人考えでそう思うんです。ですので、先ほど谷口委員から言われたように、これではもう全然、ちょっとよう分らんというのがありますので、できたらその辺も加味して、後日報告お願いできたらと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（藤本英樹） ほかに質疑のある方ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで、日程に掲げております、ただいま出席の所管分の付託議案審査及び所管事項報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手をお願いいたします。山本委員。

○委員（山本 精） ちょっとお聞きしたいと思います。

宇治田原小学校の東側に今年太陽光発電の設備が開発されて、今もう終了していますが、その件についてなんですが、この間町は、この太陽光発電の開発についての事前協議終了通知書を宇発第4214号、令和2年10月16日として発行されています。町の快適・安全環境づくり条例、条例施行規則の事前協議ですけども、その第3条には、「開発事業事前協議書により行うこととし、必要と指示する場合には次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。」として、第2号、「隣接者若しくは関係者の

意見書又は同意書」、第3号、「関係区（自治会）の意見書又は同意書」が必要とあります。この事前協議終了通知書によると、10月7日付で申請がありました開発事業については、宇治田原町快適・安全環境づくり条例に基づく協議が終了しましたので通知しますとあります。しかし、この事前協議終了通知書とそれに基づく回議書はありますけれども、関係区の意見書や同意書の添付がなされていませんけれども、これはどうしてなのでしょう。

○委員長（藤本英樹） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） その件につきましては、隣接地の所有者の方、農道の管理者の方、水利権者の方に承諾を得ているというところが確認できておりましたので、地元区とも相談の上、同意書・意見書の添付を求めなかったものでございます。以上です。

○委員長（藤本英樹） 山本委員。

○委員（山本 精） 同意書のことを求めているということであっても、今言われたように、農道の関係を使用している方々には説明を、回議書には、説明はしていますということで書かれています。その同意という形で言えば、先ほど同意はされていると言われましたけれども、同意書の添付というのがやっぱりあったほうが、皆さんには分かりやすいんじゃないかと思うんですけれども、それでも同意書、必要はないのでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 委員からもご指摘がございましたとおり、町条例、快適・安全な環境づくり条例の施行規則の中に、必要と指示する場合には添付をしなければならないとしているところでございます。そうした観点から地元区ともご相談の上、繰り返しになりますが、同意書・意見書の添付を求めなかったものでございます。以上です。

○委員長（藤本英樹） 山本委員。

○委員（山本 精） 同意書の添付は求めなかったということで、また、そのときに地元説明という形で書かれているんですけれども、これは文書配布だけでいいのでしょうか。やっぱり説明会の開催などの指導はされたのでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） こちらのほうにつきましても、施行規則のほうにもうたっておりますが、事業内容や規模によりまして判断するということになってございます。本件につきましても、区さんのほうとご相談する中で、説明会の必要性というのを、否かどうかというのを判断したところでございます。以上です。

○委員長（藤本英樹） 山本委員。

○委員（山本 精） 分かりました。

そういうことでされたと思います。だけれども、実際、岩山区への事業説明会、それは11月2日に岩山区長からやったというような、そこでやって、そこでこの工事について承認したというような文書が隠谷の自治会のほうに届いています。11月2日に承認したと岩山区としては言われていますが、それだったら、事前協議終了通知書の決裁は10月16日、17日間そっちのほうが先やったということになっています。この辺の時間のずれというのは、どうして起こったのでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） すみません。委員のほうは、当時の区長さんなり区の関係者の方とどれだけお話をいただいているかは存じませんが、ちょっとご説明させていただきますと、令和2年10月10日に事業者から区さんを通じまして資料の回覧はされております。そこで特に意見がなかったので、10月16日に事前協議終了の決裁をうちのほうで行ったところであります。委員が今おっしゃっていただいた説明というのは、あくまでも事業説明というよりは、工事着手前の工事説明会というような位置づけになってございます。11月2日に区役員さんのほうに工事のご説明を、事業者のほうで説明を行い、12月20日には隠谷地区での工事の説明がされていると。そういった過程を経て2月にやっと工事着手というところがございますので、条例上でも何ら、特段問題は無いというふうに考えております。以上です。

○委員長（藤本英樹） 山本委員。

○委員（山本 精） 確かにそういうふうな形でやられたと思うんですけれども、やっぱり事前協議をきちっとして、区と事業者とそんなんがされて、やっぱりきちっとそんな形で工事が進行するというふうに、開発工事が進行するようにすればいいと思うんですけれども、今後の開発についても、町の快適・安全環境づくり条例に基づいて事前のやっぱり協議を地元、またその関係者で行うように指導強化していただくとともに、必要に応じてというような、何かこう、なくてもええよというような、そんな感じではなくて、やっぱり意見書や同意書が必要と、条例の改正も含めて強く求めておきたいと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 決してなくてもいいよで、説明会であつたりとか、同意書の添付を求めるとかいうところではございません。事業の内容や規模によってしっかり

考え、区のほうともご意見を頂戴する中で必要か否か判断しているところでございます。

今後につきましても、そういった形で区さんとのご意見いただく、ご相談させていただく中で、事業の説明会であったり、同意書の添付の可否、必要性については協議させていただきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（藤本英樹） 山本委員。

○委員（山本 精） ぜひともいろんなことをしっかりと考えて、今後進めていってほしいと思います。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでしたら、当局から何かございませんか。山下副町長。

○副町長（山下康之） それでは、私のほうから1件ご報告をしていきたいと思います。

以前から、ここにおられる谷口議長から、モンキードッグということで今日までいろいろと方策をご提案いただいて、取り組んできたわけでございますけれども、12月11日付のちょっと新聞にも先に出ておりましたけれども、猿被害が非常に激しい中において、群れに発信機をつけて、そしていろんな形で追い払いをすると、こんなことをずっと続けてきたわけでございますけれども、そういう中で、先ほど申し上げました、議長のほうからご提案いただいたモンキードッグ、これを検討する中で、今日まで奈良県の宇陀市のほうに、どういったやり方をされているかという先進地のほうへの視察、また、令和元年度、2年度とは、宇治田原町の中でもご協力いただける方、あるいは飼っておられる犬とセットで、いわゆるリードをつけて追い払いをしてきていただいたという経過があるんですけれども、これは試行時から大変お世話いただいております禅定寺の中辻政隆さんと岩山の田村宏さん、これが飼い犬にリードをつけて追い払ってきていただいた。そういう経過の中で、今回この犬に対して、人に対してどうなのかという非常に心配等もあった中で、リードを外して追い払いができるようにいわゆる服従訓練を実施して、安全に追い払いを実施して、猿の被害を最少に進めていきたいということです。実際11月から訓練を始めまして、あと今年、年内4回の訓練があるわけございまして、近々で申し上げますと明日の12月14日、これは禅定寺の会館の横のちびっ子広場という広場におきまして、午前10時から12時まで訓練実施、そしてあと3回、16日木曜日、21日火曜日、23日木曜日、これについては9時から11時まで、これを禅定寺の会館横のちびっ子広場で訓練をさせていただきますので、また、議員各位大変お忙しいと思いますけれども、もし訓練状況を見ていただけるのであれば非

常にありがたいと思います。そういったことでご協力いただける方、あるいは飼っておられる犬、それと連携をする中で、モンキードッグとして野猿の追い払いをしっかりとやっていたらこうと、このように取り組んでいきたいと思いますので、一つご報告ということにさせていただきたいと思います。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これでただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

次に、日程第3、その他を議題といたします。

委員から何かございましたら挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 当局から何かございますか。

（「ございません」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 事務局からございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、日程第3、その他についてを終了いたします。

本日は、付託議案4件及び各課所管事項報告等、多岐にわたっての審査が終了いたしました。無事に審査を終了できましたことに、改めて御礼申し上げたいと思います。

第3四半期も終盤に差しかかり、今年度も残すところ3カ月になろうとしております。

また、委員会所管に係ります重要事項、懸案事項の報告につきましては、今後においても遺漏のないよう重ねて要望しておきます。

1月の閉会中の委員会においては、第4四半期の執行状況の報告を願う予定としております。1月24日、午前10時から予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で本日の総務建設常任委員会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午後 0時05分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長                      藤   本   英   樹